

令和2年3月26日

山形地方裁判所

お 知 ら せ

民事執行法の改正（4月1日施行）に伴い、第三者からの情報取得手続（同法第204条から第211条）が新設されますが、新庄支部及び米沢支部における同手続に関する事務については、本庁において取り扱います（本庁、鶴岡支部及び酒田支部については、それぞれの裁判所において取り扱います）。

手続の詳細については、裁判所ウェブサイトの新着情報「第三者からの情報取得手続がはじまります！」を御覧ください。